



金 沢 市 公 報

号外第8号の3

令和3年(2021年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (生活支援課) 10
● 条 例		○高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康政策課) 11
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課) 1		
○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (税 務 課) 1		
○金沢市地域経済牽引事業の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例 (企業立地課) 3		
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (障害福祉課) 4		

条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年6月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第31号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石御船町」の次に「、金石上越前町」を、「いなほ2丁目」の次に「、いなほ3丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「金石御船町」を「金石御船町 金石上越前町」に、「いなほ2丁目」を「いなほ2丁目 いなほ3丁目」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月22日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第32号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第28条の2第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。次号において同じ。)」を加える。

第32条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「政令第48条の9の7の2において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第38条の8第3項」を加える。

第32条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「政令第48条の9の7の3において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第38条の7第1項第1号中「次条第2項及び」を「次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第38条の8に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が政令第48条の18において準用する政令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第39条第2項及び第4項中「課する」を「課することができる」に改め、同条第5項中「当該埋立地に」を「当該埋立地等に」に、「課する」を「課することができる」に改める。

附則第4条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第5条中「平成34年度」を「令和9年度」に改める。

附則第17条中「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を加える。

附則第53条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第6条の2の2第1項の規定の

適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、金沢市税賦課徴収条例第35条の7第7項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第13項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第35条の8第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第37条の改正規定中「第37条第4項」を「第37条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第4条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条の3第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第5条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第19条第2項、第28条の2第1号、第32条の3の3第1項及び附則第4条の4第1項の改正規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

金沢市地域経済牽引事業の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第33号

金沢市地域経済牽引事業の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地域経済牽引事業の促進に係る工場立地法の特例等に関する条例(平成20年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条の表甲種区域の項中「及び南森本町地区」を「、南森本町地区及び専光寺地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中「第212条」を「第212条・第213条」に改める。

第211条第1項後段中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

第4章中第212条を第213条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第212条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条第1項(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第96条、第96条の5、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第16条(第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。)、第55条第1項、第105条第1項(第111条の4において準用する場合を含む。)、第199条の3第1項(第202条の11及び第202条の22において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に

より行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 第2条 金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第19条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

- 第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中「第63条」を「第63条・第64条」に改める。

第4章中第63条を第64条とし、同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第63条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第17条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を

得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第91条」を「第91条・第92条」に改める。

第10章中第91条を第92条とし、同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第91条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第23条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以

下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第60号)の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第21条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第46条・第47条」に改める。

第3章中第46条を第47条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第46条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも

のをいう。)により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第118条」を「第118条・第119条」に改める。

第85条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、同項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かないことができる。

第15章中第118条を第119条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録)

第118条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

目次中「第94条」を「第94条・第95条」に改める。

第7条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第8条第7項中「及び第4項第1号」を「、第4項第1号及び次項」に改める。

第74条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第91条第1項中「同項第1号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」を「同項第1号中」に改め、「並びに同項第3号」を削り、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」を「同項第1号中」に改める。

第4章中第94条を第95条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第94条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正

本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第15条第1項(同条第4項、第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)、第19条(第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第10条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

目次中「第60条」を「第60条・第61条」に改める。

第4章中第60条を第61条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第60条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第12条(第59条において準用する場合を含む。))、第16条第1項(第59条において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第50条・第51条」に改める。

第6章中第50条を第51条とし、同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第50条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第211条第1項の改正規定、第8条中金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第85条第4項ただし書の改正規定、第9条中金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条第5項、第8条第7項、第74条第5項及び第91条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の2条を加える。

（就業環境の整備）

第9条の2 救護施設等は、入所者等に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第9条の3 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、入所者等に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下

「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第10条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条第2項中「感染症」の次に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の金沢市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第9条の3の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条第2項（新条例第28条、第35条（新条例第42条において準用する場合を含む。）及び第41条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第36号

高齢者等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

高齢者等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項に次のただし書を加える。

ただし、児童扶養手当に係る所得の額の算定の例による場合にあっては、児童扶養手当法施行令第6条の7の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年(2021年)6月22日 印刷

発行人

金 沢 市

令和3年(2021年)6月22日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄